

県南広域振興局長告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年6月13日

県南広域振興局長 菅原健司

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312600059	ニチイケアセンター平泉	西磐井郡平泉町平泉字樋渡12番地4	令和7年6月30日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312600059	ニチイケアセンター平泉	西磐井郡平泉町平泉字樋渡12番地4	令和7年6月30日